

ご存じですか？
子育てに関する制度

◎児童手当

▼対象 12歳に到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）の養育者

▼手当額 3歳未満は月額1万円、3歳以上の第1子と第2子は月額5千円、第3子以降は月額1万円を支給

◎児童扶養手当

▼対象 父母の離婚などにより、父と生計を同一にしていない児童（18歳に到達後最初の3月31日までの間にある方、または心身に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の方）の養育者

▼手当額 4万1千720円（第2子は5千円、第3子以降は3千円ずつ加算）を支給

◎特別児童扶養手当

▼対象 心身に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童の養育者

▼手当額 重度の障がいがある児童一人につき月額5万750円、中度の障がいがある児童一人につき月額3万3千800円を支給

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について、養育者の所得が一定額以上の場合など、手当が支給されないことや減額される

◎災害遺児手当

▼対象 災害（交通事故、労働災害を含む）により、小・中学校に在学する児童がいる父母または父母のいづれかが、死亡または重度の障がいの状態になった場合の児童の保護者

▼手当額 児童一人につき月額1万円を支給

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 子育てG

（☎85634）

日本赤十字社救急法講習会
（基礎）を開催します

▼日時 2月21日（土） 9時～14時

▼場所 鉄南ふれあいセンター3階大ホール

▼対象 15歳以上の方

▼内容 傷病者の観察の仕方や一次救命処置（心肺蘇生法、AEDを用いた除細動、気道異物除去）などの基礎講習

▼定員 30人（申込順）

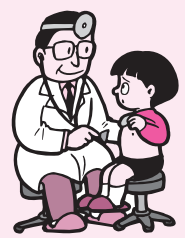
▼参加料 1千500円（教本、教材代）

▼持ち物 ノート、筆記具、昼食

※全課程終了者には、赤十字救急法基礎講習修了者認定証が交付されます。

▼申し込み 2月16日（月）までに電話で日本赤十字社登別市地区事務局（社会福祉G内 ☎1911）

健康相談・診査



申し込み
問い合わせ

健康推進グループ
（しんた21内 ☎0100）

◎4カ月児健康診査

▼月日 3月19日（木）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成20年10月16日～平成20年11月15日生まれのお子さん

▼内容 診察、身体計測、栄養相談、育児相談

▼持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎8カ月児健康相談

▼月日 3月25日（水）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成20年7月生まれのお子さん

▼内容 身体計測、栄養相談、育児相談、遊びの紹介

▼持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎1歳6カ月児健康診査

▼月日 3月11日（水）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成19年8月生まれのお子さん

▼内容 診察、歯科検診、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談、フッ素塗布（希望者800円）

▼持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ

◎3歳児健康診査

▼月日 3月5日（木）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成18年2月生まれのお子さん

▼内容 診察、歯科検診、尿検査、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談

▼持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ

◎乳幼児健康相談

▼月日 3月25日（水）

※時間は、申し込み時にお知らせします。

▼場所 しんた21

▼対象 育児相談を希望する方

▼内容 発育・発達・育児などの相談、栄養相談

▼申し込み 事前に電話でお申し込みください

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です